

第13回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】平成28年6月7日（火）13時30分開会

【委員】溝口委員長、南出副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、堀口議長

【職員】櫻井事務局長、里見事務局次長、近藤事務局次長補佐、日出山議事調査係長

1 議会施設の活用について

- ・別途資料「泉大津市議会委員会室及び本会議場の貸出しに関する要領」
⇒第3条、4条、様式を一部修正し、決定とする。

2 既存施設でのテレビを活用しての中継について

- ・テクスピアの環境調査
現状は実現困難
- ・行政情報コンテンツデザインについて（公共施設情報発信TV）
交通整理の上、進め方を検討。
 - ① PRするためのコンテンツを作成する。
 - ② 動画、静止画についての詳細を確認の上対応していく。

3 委員会や特別委員会でのネット中継について

- ・明るさ、画質改善した動画を確認
進める方向でカメラ購入費用、設置費用、ネット環境整備等、事務局で調査。

4 議会BCP（災害時対応）について

- ・「泉大津市議会における災害時の対応要領（案）」
各会派に持ち帰り、内容を確認。

5 その他

- ・意見、問い合わせに対する対応マニュアルについて
メールが届いたら、受信したことを確認する自動返信メールの設定をする。
自動送信できるかどうかを業者に確認する。
- ・埼玉県戸田市より議会改革に関する視察の申し込みあり。
7月14日木曜日10時~12時
議員9名 随行者2名 合計11名
議会改革検討協議会で受け入れ対応する。

- ・先進都市への視察について
大津市議会に視察の申入れ調整した結果、11月1日に視察に決定。
- ・議会図書室についても開放してはどうか？
今後の課題として意見あり

次回会議：7月26日13時半～

○泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、泉大津市において地震等の災害が発生したときに、泉大津市議会が泉大津市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置）

第2条 泉大津市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、泉大津市議会内に泉大津市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

（本部の構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

（本部の任務）

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

（議員の対応）

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。

(4) 各地域における活動に協力すること。

(5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。

(2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。